

1 か月児健康診査助成について

1 か月児健康診査を受診することで、病気などの早期発見・早期治療に繋げ、育児不安について相談できる機会とするために、たつの市では 1 か月児健康診査費を助成します。

○健診対象者

たつの市に住所を有する、出生後 27 日を越え、生後 6 週未満の乳児

○助成対象者

受診日において市内に住所を有する乳児の保護者

○助成額

4,000 円を上限に健診費用を助成します。

○助成方法

県内の協力医療機関で受診の場合

1 か月児健診を受けた医療機関に助成券を提出してください。

里帰り先など協力医療機関外で受診の場合

自費で健診費用をお支払いください。後日健康課または各総合支所にて償還払いの手続きを行ってください。



償還払いの手続きに必要な物

- 1 か月児健康診査費助成券（未使用）
- 1 か月児健診に係る領収書
- 振り込み先が分かるもの
- 健診結果（母子健康手帳に記載あり）

問合せ先：たつの市こども家庭センターはつらつ（健康課）Tel0791-63-5121

新宮総合支所 Tel0791-75-3110 揖保川総合支所 Tel0791-72-6336

御津総合支所 Tel079-322-3496

（各支所に来所される時は事前連絡をお願いします。）